

平成 28 年 11 月 9 日

安曇野市教育委員会

第 1 回臨時会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号・第 2 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 11 月 9 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)平林 洋一

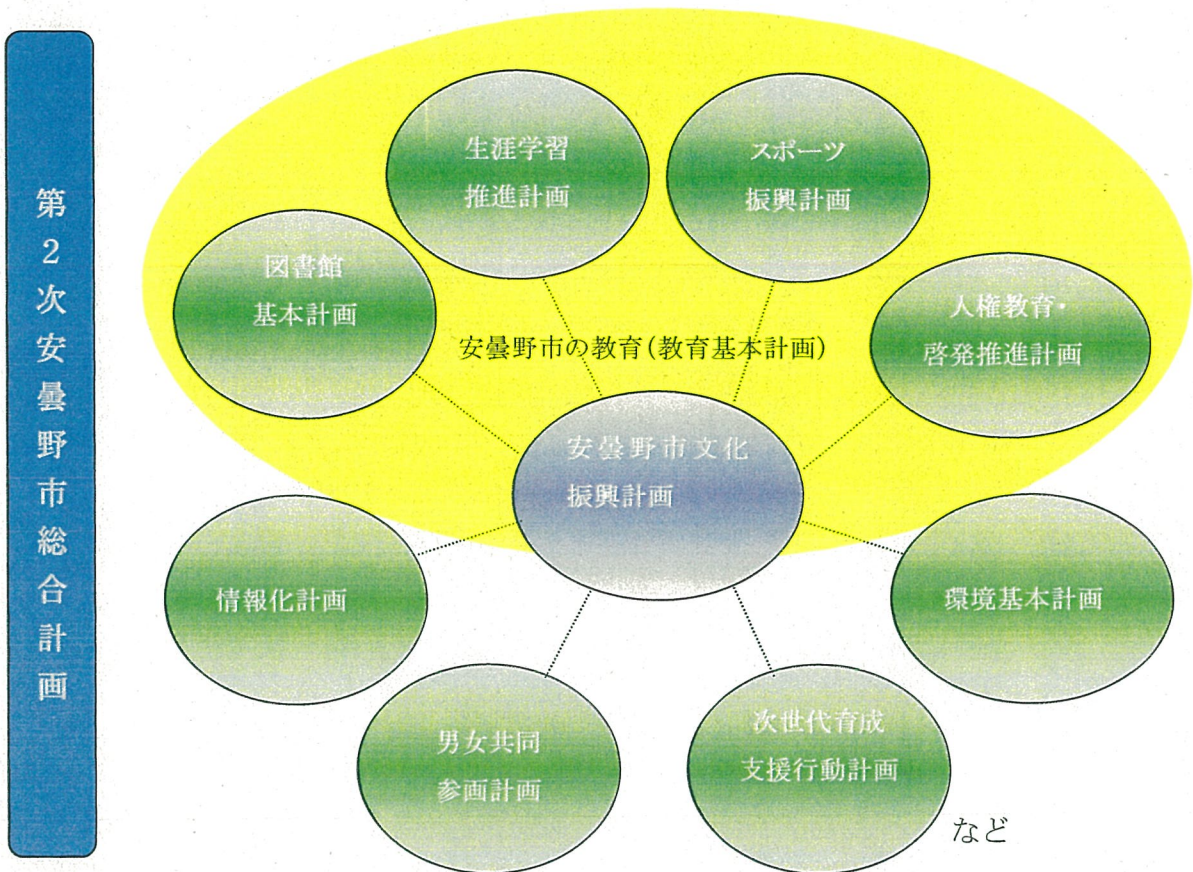
タイトル	<p>第 1 号 教育委員長の選挙について</p> <p>第 2 号 教育委員長職務代理者の指定について</p>
決定を要する事項の内容	教育委員長選挙及び教育委員長職代理者の指定
要旨	<p>宮澤 豊弘教育委員長職務代理者が平成 28 年 11 月 8 日をもって任期が満了することに伴い、安曇野市議会 9 月定例会において後任として二村 美智子さんが承認されました。</p> <p>改正前地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行うものです。</p>
説明	<p>《改正前 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条》</p> <p>(委員長)</p> <p>第 12 条 教育委員会は、委員（第 16 条第 2 項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。</p> <p>2 委員長の任期は、1 年とする。ただし、再選されることができる。</p> <p>3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。</p> <p>[改正法の経過措置等]</p> <p>この法律の施行の際、現に在職する教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職する。（改正法附則第 2 条第 1 項）</p> <p>この場合、現行法第 2 章（教育委員会の設置及び組織）等の関係規定はなおその効力を有することとした。（改正法附則第 2 条第 2 項）</p>

議案第3号	教 育 部 文 化 課
平成 28 年 11 月 9 日 提出	(課長) 那須野 雅好 (担当係長) 三澤 新弥

タイトル	第2次安曇野市文化振興計画の策定について
決定を要する事項の内容	計画を策定することについての協議
要旨	<p>平成 23 年 9 月に策定した安曇野市文化振興計画の計画期間が平成 29 年度で終了します。この間、市内では文化施設の新改築や、新市立博物館構想など、新たな文化活動拠点の整備を行うとともに、旧町村により引き継いだ施設のあり方について、今後の指針を定めてきました。市民が豊かで特徴ある文化資源や文化活動を継承し、「安曇野の文化」を保持・育成していくために、現状に沿いながら、新たな長期的な視野に立った指針が必要不可欠であることから、個別計画である「第2次安曇野市文化振興計画」を策定します。</p>
1 経過	<p>平成 13 年 文化芸術基本法の制定 平成 21 年 3 月 長野県文化芸術振興指針の策定 平成 23 年 9 月 現計画（～平成 29 年度）の策定 平成 24 年 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定 平成 27 年 長野県、平成 27 年を「文化振興元年」と設定、「文化振興基金」を創設 平成 27 年 11 月 新市立博物館構想の策定 平成 28 年 3 月 現計画中間評価の実施</p>
2 計画期間	<p>第2次総合計画・第2次安曇野市生涯学習推進計画の計画期間と合わせる。 平成 30 年度～平成 39 年度の 10 年間</p>
3 策定の基本的な方向	<p>現計画と当市の文化施設や文化活動の状況を認識し、市民を中心とした文化振興計画策定員会を組織し、市民の意見を反映しながら、文化事業に係る職員、文化財・文化施設関係者等で検討し、策定していきます。</p>
4 計画の位置づけ、策定体制、スケジュールなど（別添）	

第2次安曇野市文化振興計画の基本方針

1 安曇野市文化振興計画の体系



2 第2次安曇野市文化振興計画の基本事項

- (1) 計画期間 第2次総合計画の計画期間と一致
平成30年度～平成39年度
- (2) 計画の基本方針
文化振興計画が平成29年度をもって計画期間が終了することから、現計画の各施策を検証し、現状を踏まえた内容にします。
- (3) 懸案事項(計画策定において、特に留意すること)
 - 1 第2次総合計画基本計画施策との整合
 - 2 第2次安曇野市生涯学習推進計画との整合
 - 3 現状の把握と反映・事業の取捨選択

3 策定の体制及び協議先

- (1) 庁内プロジェクト会議(平成28年度～平成29年度)

構成案：政策経営課、財政課、建築住宅課、都市計画課、地域づくり課、環境課、観光交流促進課、学校教育課、生涯学習課、図書館交流課、文化課

- (2) 安曇野市文化振興計画策定委員会(平成29年度)
- (3) 教育委員会
- (4) 市議会(議会基本条例第10条第1項の情報提供)

第2次文化振興計画の策定(平成28～29年度)のスケジュール(イメージ)

時期	庁内	教育委員会	市民参加会議	議会	備考
H28.8					
9					
10	政策会議				要綱の作成
11		定例会			
12					
H29.1	庁内PT会議				策定委員募集
2	┆				
3	┆	定例会	策定委員決定	経過報告	
4	┆		策定委員会		
5	┆		↓		
6	┆				
7	┆				
8	┆				
9	┆				
10	┆				
11	┆			10条による報告 (パブコメ)	パブリックコメント ↓
12	▼			経過報告	
H30.1	政策会議	定例会			
2				10条による報告 (制定)	
3	公表				

安曇野市文化振興計画策定委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 安曇野市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）の策定にあたり、地域文化の振興や市民益につながる事業方針を検討するため、安曇野市文化振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、文化振興計画に関する事項について、市民の目線から文化施策の方向性等について調査・研究を行うとともに、文化振興に関する様々な声を集約し検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見者9人以内
- (2) 公募により選考された市民3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

安曇野市文化振興計画策定庁内プロジェクト会議設置要綱(案)

(設置)

第1条 安曇野市の文化振興計画を総合的かつ効果的に策定、推進するため、安曇野市文化振興計画策定庁内プロジェクト会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、文化振興計画の策定及び文化振興施策の推進に関することについて、調査研究を行う。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 総括は、教育委員会教育部文化課長を充てる。

(組織の職務等)

第4条 総括は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

(会議)

第5条 庁内会議は、総括が招集し、議長となる。

2 庁内会議は、職員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 総括は、特に必要があると認めたときは、庁内会議に職員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、文化課文化振興係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総括が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年11月 日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会教育部文化課長
政策部政策経営課都市交流係
財政部財政課財政担当
都市建設部都市計画課公園緑地係
都市建設部建築住宅課建築景観係
市民生活部地域づくり課まちづくり推進係
市民生活部環境課環境政策係
商工観光部観光交流促進課観光交流促進係
教育委員会教育部学校教育課学校教育係
教育委員会教育部図書館交流課図書館交流担当
教育委員会教育部生涯学習課社会教育担当
教育委員会教育部文化課文化財保護係
教育委員会教育部文化課博物館係
教育委員会教育部文化課文化振興係

報告第1号	教育部 学校教育課
平成28年11月9日提出	(課長)古幡 彰 (担当)藤澤 一渡

タイトル	安曇野市コミュニティスクールの実施について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	平成29年4月から現在の「安曇野市スクールサポート事業」を「安曇野市コミュニティスクール支援事業」へ移行するものです。
説明	<p>【概要】</p> <p>長野県教育委員会では、平成29年度に県内全ての公立小中学校に「信州型コミュニティスクール」の設置を推進していますが、安曇野市は、<u>学校と地域が連携して子どもを育てる取組み</u>として、平成21年度より学校支援地域本部事業を取り入れ、平成26年度からは安曇野市スクールサポート事業として取組みを継続しています。</p> <p>この取組みにより、<u>学校と地域の信頼関係が築かれ、連携して子どもを育てる取組み</u>を土台にした、<u>地域住民が学校運営へ参画、学校支援に積極的に関わり、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みが整ってきました。</u>今後は、学校と地域住民の協働による、地域により開かれた信頼される学校づくりを進めることが期待されます。</p> <p>安曇野市がこれまで取組んできた内容は、信州型コミュニティスクールの目指す方向と一致していることから、これまで積み上げてきた市教委・学校・地域の連携体制を継承し、今後も事業の推進と充実を図ります。</p> <p>詳細報告は別紙のとおり</p>

平成 29 年 4 月から実施する安曇野市コミュニティスクール支援事業 (旧：安曇野市スクールサポート事業) について

【概要】

長野県教育委員会では、平成 29 年度に県内全ての公立小中学校に「信州型コミュニティスクール」の設置を推進していますが、安曇野市は、学校と地域が連携して子どもを育てる取組みとして、平成 21 年度より学校支援地域本部事業を取り入れ、平成 26 年度からは安曇野市スクールサポート事業として取組みを継続しています。

この取組みにより、学校と地域の信頼関係が築かれ、連携して子どもを育てる取組みを土台にした、地域住民が学校運営へ参画、学校支援に積極的に関わり、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みが整ってきました。今後は、学校と地域住民の協働による、地域により開かれた信頼される学校づくりを進めることが期待されます。

安曇野市がこれまで取組んできた内容は、信州型コミュニティスクールの目指す方向と一致していることから、これまで積み上げてきた市教委・学校・地域の連携体制を継承し、今後も事業の推進と充実を図ります。

【信州型コミュニティスクールの要件】

学校支援ボランティアを組織化し、下記の 1～3 の要件を満たす運営委員会を設置する。

- 1 3つの機能（意見交換）を一体的に行う会議の実施
 - (1) 学校運営についての意見交換
学校長が示しためざす子どもの姿や、学校の重点目標や課題への取組みについて
 - (2) 学校支援についての意見交換
学校からの支援要望に基づいた、地域住民による学校支援活動について
 - (3) 学校関係者評価（以下の①②のいずれか実施）
 - ①学校関係者評価の実施（一部でも可）
 - ②学校自己評価結果について説明を受け、意見交換する
- 2 年間複数回の開催
- 3 委員として、ボランティアの代表または、地域のコーディネーターの参加

【安曇野市スクールサポート事業での対応】

・学校支援ボランティアの組織化

学校支援ボランティアの方々は、ボランティア登録をお願いしており、学校の支援要請に沿って、学校、地域コーディネーター、市教育委員会が情報を共有することが可能です。

・運営委員会の設置

安曇野市スクールサポート事業では、中学校区毎に「地域教育協議会」を設置し

ており、校区の小学校、中学校が一同に会し信州型コミュニティスクールの要件1に該当する事項の意見交換を行い、小中学校の連携を図っています。

・年間複数回の開催

「地域教育協議会」及び「実行委員会」、「地域コーディネーター連絡会」を年間2回開催しており、事業の推進に関わる協議、意見交換を行っています。また、会議開催時期も学校運営の方針を早めに委員に説明し、学校に関心を持って接していただくため、年度当初の出来るだけ早い時期に開催できるよう努めています。

・委員

「地域教育協議会」の委員は、中学校区の小中学校長、区長代表者、地域コーディネーター、小中のPTA代表者、地域の公民館、生涯学習関係者、学校長が推薦し市教育委員会が委嘱した委員がその任にあたっています。

【安曇野市スクールサポート事業から安曇野市コミュニティスクールへの変更点】

安曇野市コミュニティスクール支援事業の実施にあたり、平成29年4月から、安曇野市スクールサポート事業の以下の点を変更します。

①名称等

- ・地域とともに在る学校であることを明確にするため、現行の「安曇野市スクールサポート事業」の名称を「安曇野市コミュニティスクール支援事業」に変更する。
- ・学校支援の申請内容は多岐に渡り、参加する学校支援ボランティアの意識にも生涯学習の要素が含まれていることを鑑みて、「学校支援ボランティア」の名称を「学校応援隊」に変更する。

②組織等

- ・学校毎に「連絡会」を設け、支援に入ったボランティアが支援内容の反省や学校、地域コーディネーターと密接な情報交換ができる機会とする。設置内容、開催回数は、学校の実情に合わせる。

③事業運営等

- ・学校毎の情報発信を推進するため、各地区、地域公民館等への学校便りの配布（回覧）を行う。また、「学校応援隊」の募集等も学校便りや学校HPを活用して行う。

【期待される効果】

安曇野市コミュニティスクール支援事業の実施により、以下の効果が期待できます。

①地域と学校との距離

- ・コミュニティスクールの名称を冠することで、地域との連携、地域の中の学校のイメージを鮮明に打ち出すことにより、地域と学校との距離を更に縮めることができます。

②地域の方々や保護者の学校教育活動への参加

- ・支援ボランティアの名称を「学校応援隊」にすることで、学校を応援するという意味合いを打ち出し、協力いただける地域の方の幅を広げることに繋がり、保護者の方の参加がし易くなると考えます。

③地域への情報発信

・学校毎の連絡会の設置や学校便り等の地域への配布、学校毎の「学校応援隊」の募集は、地域への情報発信を広げることに関わり、地域の方々や保護者へも活動の内容を伝える機会が増え、事業に参加する方々を増加させ、学校も取組んでみたいことの幅が広がり事業を拡充させると考えます。

④生涯学習の推進

・「学校応援隊」として、学校や子どもに触れ合う機会が増えることは、地域の方々の「何ができるか」、「何を伝えられるか」など、今まで学習してきた知識、経験をより深く学ぶ機会や新たな学習の機会を得るなど、地域の方々の生涯学習の推進に関わると考えます。

【今後の課題】

安曇野市コミュニティスクール支援事業を推進する上で、以下の項目については、今後の実施状況を確認する中で検討します。

①支援ボランティアの謝礼

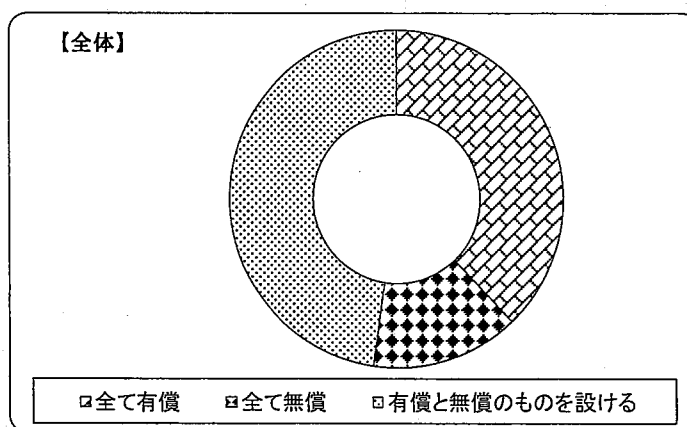
スクールサポート事業（旧：学校支援地域本部事業）において、活動していただいた支援ボランティアには、謝礼基準を設け「謝礼」の支払いを行っています。

信州型コミュニティスクールの仕組みの中では、支援ボランティアの活動はあくまで無償によるボランティアであるとの考え方もあります。

平成 27 年度に活動実績のあった学校支援ボランティア、地域コーディネーター、受ける側の教職員（学校）へアンケートを行う中で、「謝礼」についての設問では、全て有償 37.9%、有償と無償のものを設ける（一部有償）47.7%、全て無償 14.5%であり、全て有償、一部有償の回答が 85.6%の結果となり、交通費程度の謝礼は必要であるとの意見が多くを占めています。

【全体回答】		
全て有償	262	37.9%
全て無償	100	14.5%
有償と無償のものを設ける	330	47.7%
計	692	

謝礼については、全て有償、一部有償の意見が全体の85.6%を占めており、ボランティアの謝礼は必要であると考えの方が多いとの結果となった。



個別のアンケート回答からは、学校支援ボランティアでは「謝礼があれば意欲に繋がる」との意見が多くある一方で、「ボランティアということであれば無償」という意見が寄せられており、名称のイメージが支援者の意識にズレを生じさせていることが伺えます。

また、支援を依頼する側の地域コーディネーター、支援を受ける側の教職員（学校）からは、「交通費程度の謝礼があれば依頼もし易く、現在の体制の維持」や「交通費位でも謝礼があれば、責任を持って貰える」との意見が多く寄せられ、お願いをする側の苦勞も伺える結果となりました。

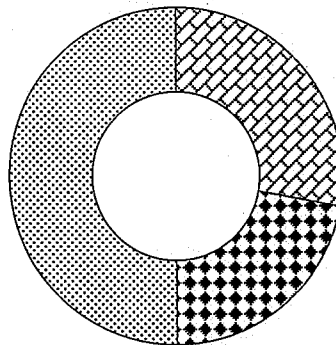
「謝礼」についての個別アンケート結果

【支援ボランティア回答：Q8】

全て有償	44	27.8%
全て無償	35	22.2%
有償と無償のものを設ける	79	50.0%
計	158	

有償を望む意見の多くは、交通費と考える、謝礼があれば意欲に繋がるなどの意見が多く挙げられた。

【支援ボランティア】



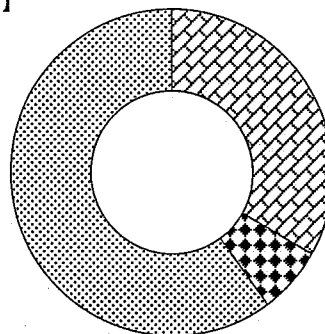
□全て有償 ■全て無償 ▣有償と無償のものを設ける

【地域コーディネーター回答：Q8】

全て有償	5	33.3%
全て無償	1	6.7%
有償と無償のものを設ける	9	60.0%
計	15	

有償を望む意見では、交通費程度の謝礼があれば依頼もし易い、現在の有償体制の維持などの意見が挙げられた。

【地域コーディネーター】



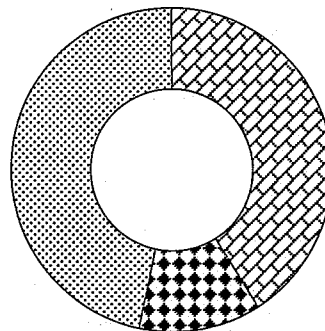
□全て有償 ■全て無償 ▣有償と無償のものを設ける

【教職員回答：Q9】

全て有償	213	41.0%
全て無償	64	12.3%
有償と無償のものを設ける	242	46.6%
計	519	

有償を望む意見の多くは、交通費位は、謝礼があれば責任を持って貰えるなどの意見が多く挙げられた。

【教職員】



□全て有償 □全て無償 ▣有償と無償のものを設ける

今回のアンケートでは、「支援ボランティアが無償化された場合、今までどおりの支援は可能か」の設問も設けており、全体では、そう思う、やや思うの可能との回答

が57.7%であるが、アンケートの中では、支援ボランティア、地域コーディネーター、教職員（学校）で全くの無償での活動に不安を感じる意見が寄せられています。

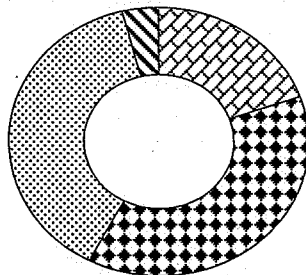
支援ボランティアは、支援する内容により異なるとは思われますが、学校までの交通費や準備品の確保等の不安が読み取れますし、地域コーディネーター、教職員からは、長年の活動からお願いすればやって貰えるが依頼しづらくなる、学校としてもお願いできる支援内容の幅が狭くなるとの不安が読み取れます。

【全体回答】

そう思う	135	19.5%
やや思う	264	38.2%
あまり思わない	265	38.4%
全く思わない	27	3.9%
計	691	

そう思う又はやや思うと答えた方が、691人中399人おり、全体の57.7%となったが、不安を感じる方々も(42.3%)の結果となった。

【全体】



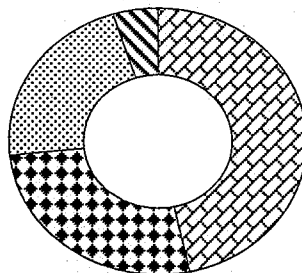
□そう思う □やや思う □あまり思わない □全く思わない

【支援ボランティア回答：Q9】

そう思う	77	46.7%
やや思う	44	26.7%
あまり思わない	36	21.8%
全く思わない	8	4.8%
計	165	

支援ボランティアでは、そう思うとの回答が46.7%であるが、若干の不安を感じている方々が5割以上を占めている。

【支援ボランティア】



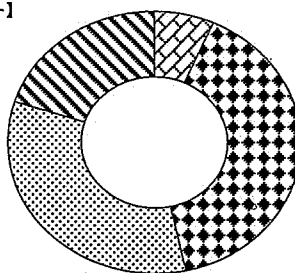
□そう思う □やや思う □あまり思わない □全く思わない

【地域コーディネーター回答：Q9】

そう思う	1	6.7%
やや思う	6	40.0%
あまり思わない	5	33.3%
全く思わない	3	20.0%
計	15	

地域コーディネーターでは、やや思う、あまり思わない又は全く思わないとの回答が9割以上を占めており、若干の不安を感じているとの結果となった。

【地域コーディネーター】



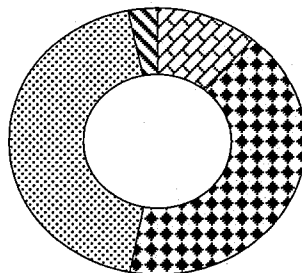
□そう思う □やや思う □あまり思わない □全く思わない

【教職員回答：Q10】

そう思う	57	11.2%
やや思う	214	41.9%
あまり思わない	224	43.8%
全く思わない	16	3.1%
計	511	

教職員では、やや思う、あまり思わない又は全く思わないとの回答が88.8%を占めており、若干の不安を感じているとの結果となった。

【教職員】



□そう思う □やや思う □あまり思わない □全く思わない

活動に参加いただいたボランティアや学校関係者からのアンケートの結果や意見から、当面は、現状の有償ボランティアの体制を維持します。ただし、今後の多様化する応援隊の内容に合わせて、基準の見直しや明確化を行います。

②ボランティアルームの設置

各学校において、常時支援ボランティアが集まれる部屋（場所）がある学校は4校あり、来年度に1校が設置を予定しています。多くの学校では、会議室等を使用しています。学校施設の状況により、専用ルームの設置は難しい状況ではありますが、地域に開かれた学校として、地域の方々が気兼ねなく学校を訪れ、学校の様子を見たり、教職員、地域コーディネーターと意見交換ができる環境づくりを今後も検討していきます。

【総括】

安曇野市では、学校支援地域本部事業からスタートし、スクールサポート事業として、地域の方々が学校の教育活動に様々な形で関わっていただきながら、地域とともに在る学校づくりを実践して来ました。

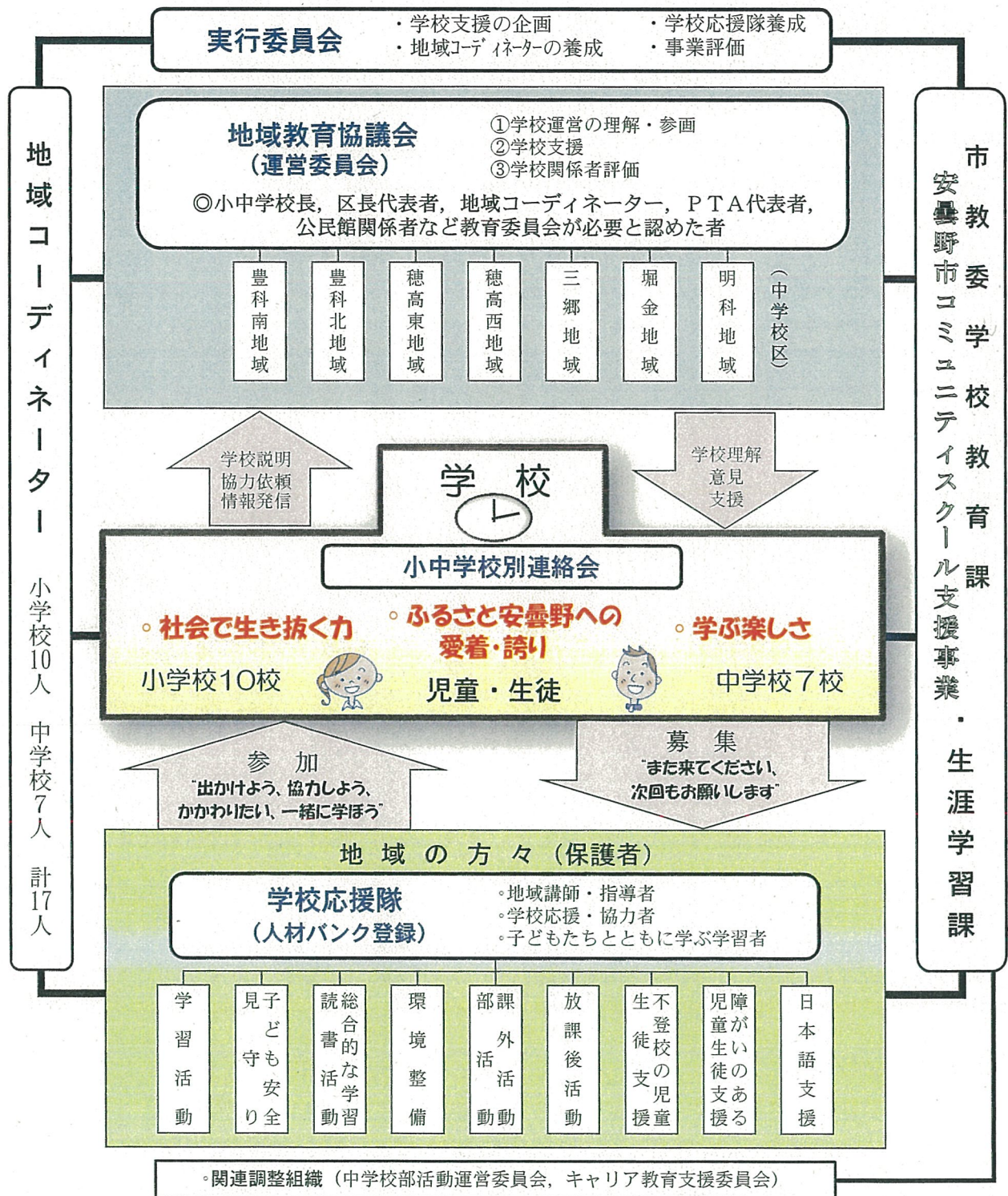
安曇野市の大きな特徴は、中学校区毎に設置する「地域教育協議会」にあります。小中学校を通しての9年間、「どんな子どもを育てたいか」を関係者が集まり意見を交換できる機会であり、この形態は県教育委員会からも信州型コミュニティスクールの安曇野市型として認められています。

7年間に渡り、地域の方々が学校と向き合いながら積み上げてきた信頼を今後も継続し、この協働の取組みをさらに充実したものにするため、課題を検討しつつ「安曇野市コミュニティスクール支援事業」を推進します。

安曇野市コミュニティスクール（案）

～“地域とともにつくる学校”をめざして～

安曇野市教育委員会



安曇野市では、開かれた特色ある教育を進めるため、平成21年度から安曇野市学校支援地域本部事業、平成26年度からは安曇野市スクールサポート事業により、地域の方々が学校の教育活動にさまざまな形でかかわっていただきながら、地域とともにある学校づくりを実践してきました。今回、この協働の取り組みをさらに充実したものにすため、しくみの

報告第2号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 11 月 9 日提出	(課長)蓮井 昭夫 (課長補佐) 白井 隆昭

タイトル	マレットゴルフ場の指定管理者の指定について														
報告を要する事項の内容	指定管理者の指定について														
要旨	<p>教育委員会所管のマレットゴルフ場の管理において、安曇野市公の施設指定管理者審査委員会の「指定管理者の候補者選定等に関する答申書」を受け、指定管理者候補者を決定し、12月議会に指定管理者の指定について議案提出します。</p>														
説明	<p>平成 28 年度末で指定管理期間が終了するマレットゴルフ場（6 施設）において、「安曇野市公の施設指定管理者審査委員会」に指定管理者候補者の選定について諮問しました。</p> <p>10 月 30 日に指定管理者審査委員会が開催され、その結果、提出された「指定管理者の候補者選定等に関する答申書」に基づき、指定管理者候補者を決定し、12 月議会に指定管理者の指定について議案提出します。</p> <p>指定管理を行う施設及び指定管理者候補者等は以下のとおりです。</p> <p>1 施設名称及び指定管理候補者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜施設名称＞</td> <td style="text-align: center;">＜指定管理者候補者＞</td> </tr> <tr> <td>○豊科水辺公園マレットゴルフ場</td> <td>豊科マレットゴルフ協会</td> </tr> <tr> <td>○豊科水辺マレットノース 18</td> <td>豊科マレットゴルフ協会</td> </tr> <tr> <td>○権現宮マレットゴルフ場</td> <td>穂高マレットゴルフ協会</td> </tr> <tr> <td>○穂高立足マレットゴルフ場</td> <td>立足マレットゴルフ同好会</td> </tr> <tr> <td>○三郷黒沢マレットゴルフ場</td> <td>三郷マレットゴルフ協会</td> </tr> <tr> <td>○御宝田水のふるさと公園 (マレットゴルフ場)</td> <td>御宝田マレットゴルフクラブ</td> </tr> </table> <p>2 指定管理の予定期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（5 年間）</p> <p>3 募集形態 すべて非公募</p>	＜施設名称＞	＜指定管理者候補者＞	○豊科水辺公園マレットゴルフ場	豊科マレットゴルフ協会	○豊科水辺マレットノース 18	豊科マレットゴルフ協会	○権現宮マレットゴルフ場	穂高マレットゴルフ協会	○穂高立足マレットゴルフ場	立足マレットゴルフ同好会	○三郷黒沢マレットゴルフ場	三郷マレットゴルフ協会	○御宝田水のふるさと公園 (マレットゴルフ場)	御宝田マレットゴルフクラブ
＜施設名称＞	＜指定管理者候補者＞														
○豊科水辺公園マレットゴルフ場	豊科マレットゴルフ協会														
○豊科水辺マレットノース 18	豊科マレットゴルフ協会														
○権現宮マレットゴルフ場	穂高マレットゴルフ協会														
○穂高立足マレットゴルフ場	立足マレットゴルフ同好会														
○三郷黒沢マレットゴルフ場	三郷マレットゴルフ協会														
○御宝田水のふるさと公園 (マレットゴルフ場)	御宝田マレットゴルフクラブ														